

■ ご利用機能の選択にあたっての注意点

「ご利用機能区分」欄の各機能は、業種やファミリードクターの利用用途によってはご利用されない方が良い場合があります。(ご利用開始後も変更ができます)

- 相談カウンセリング
- 気になることば 受信意向調査)

ご加盟店様の携帯電話ホームページ上で会員からの欄・問診の受付、回答ができます。利用されると 随時相談・問診を受けられるようになります。受付のチェックや回答を予定されない場合にはご利用をお控えください。

■ ファミリードクター利用規約

第1条 総則

- (1) 株式会社ビジネスラボラトリー(以下「当社」という)は、以下の利用規約(以下「本契約」という)に基づき、ファミリードクターASPサービス(以下「当サービス」という)を提供します。
- (2) 当サービスとは、当社又は当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「当社サーバ」という)内に、契約申込者(以下「契約者」という)に対して提供するもので、当社が管理する当社サーバアプリケーションソフト(以下「ソフトウェア」という)を用いて、契約者自身がインターネット上でマーケティング、又は契約者の顧客若しくは患者等の会員(以下「会員」という)へのサービスを行うためのインターネットのページコンテンツ(以下「ウェブページ」という)を構築、運営及び管理するためのサービスを行います。

第2条 当社サービスの申込み

- (1) 契約者は、当社所定の申込書及び申込みに必要な他の書類を当社に提出するものとし、その後当社は、審査を行った上申込みを承諾します。
- (2) 当社は、次の各号に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。又、承諾後であっても承諾の取り消しを行うことがあります。
 - 前項の書類に虚偽の事実の記載があったとき。
 - 契約者が当社サービスの利用代金(以下「月額使用料金」という)の支払いを怠る恐れがあることが明らかなとき。
 - 当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難があるとき。
 - その他、当社諸規定に基づき不適当と判断される時。

第3条 月額使用料金の支払

- (1) 契約者は、月額使用料金を当社に支払います。
- (2) 契約者が月額使用料金の支払いを怠った場合、当社は契約者への当社サービスの提供を停止することができるものとします。

第4条 本契約の変更

当社は、本契約を契約者の承諾なく変更することがあります。この場合、契約者には変更後の本契約条項が適用されます。

第5条 当社サービスの提供

- (1) 当社サービスの内容は、当社がその時点で合理的に提供可能なものとします。
- (2) 当社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、当社サービスの内容の全部又は一部の変更及び廃止をすることができるものとします。但し、当社サービスの全てを廃止する場合には、当社が判断する方法で、契約者に事前通知します。

第6条 当社サービスの提供区域

当社サービスの提供区域は日本国内と定め、当社サービスの利用が可能かつ月額使用料金の支払いが可能なすべての地域とします。

第7条 当社サービスの利用の単位

当社サービスの最長利用期間は利用可能日より3ヶ月と定めます。但し、契約者は、最長利用期間の月額使用料金を支払うことで、最長利用期間が経過する前において必ず停止することができるものとします。

第8条 当社サービスの利用

- (1) 契約者は、契約者自身のウェブサイトの管理について、当社サービスの範囲内で責任を持ってこれを行うものとします。
- (2) 当社は、契約者に対し、当社が必要と判断したソフトウェアへのアクセス権限として、アクセスに必要なIDとパスワードを付与するものとします。
- (3) 契約者は、前項に定めるアクセス権限により、当社サーバ上において、ソフトウェアを使用する非独占的な権限を有します。
- (4) 契約者は、ソフトウェアを方法の如何を問わずコピーし又は目的外に使用しないことと同意するものとします。又、契約者はソフトウェアを使用して生成されたウェブページの全体又は一部を当社サーバ以外のコンピュータで使用するものとします。
- (5) 当社が、契約者に対し、アクセス権限を付与するソフトウェアは、インターネット接続、又は閲覧可能な携帯電話等を使って利用するものであり、当社が利用のためのソフトウェアを提供するものではありません。
- (6) 当社が、必要と判断した場合には、当社は契約者に告知することなく、いつでもソフトウェアの内容を変更することができます。
- (7) 契約者は、ソフトウェアの利用には注意を要するものとし、利用のための操作及び結果については全て契約者が責任を負うものとします。又、契約者の不適切な操作の結果、当該ソフトウェアが停止し、若しくは破損した場合、契約者は当社に対して損害賠償責任を負うものとします。

第9条 会員情報登録への説明と同意の取得

- (1) 契約者は、会員に対して、当社サービスを会員が利用するためには、会員情報を登録することが必要であることを事前に説明し、登録への同意を取得するものとします。
- (2) 契約者は、前項の同意を得た会員の会員情報のみを、当社が契約者に対し、アクセス権限を付与するソフトウェアを経由して当社サーバに登録するものとします。

第10条 会員情報の削除

会員が、契約者に対して、当該会員の会員情報の削除を要求した場合、契約者は速やかに応じるものとします。

第11条 ID及びパスワードの管理

- (1) 契約者は、本契約成立後、当社が契約者に付与するID及びパスワードの管理責任を負います。
- (2) 契約者は、ID及びパスワードを第三者に利用せしめ、貸与、譲渡、名義変更、売買、質権設定等してはなりません。
- (3) ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、ID及びパスワードの盗竊があった場合、ID及びパスワードの失窃があった場合若しくはID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第12条 資料提供等

- (1) 契約者は、当社サービスに必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
- (2) 当社は、必要に応じて契約者の事務所内に立ち入り、契約者の本契約の遵守状況を確認することができるものとします。

第13条 住所等届出事項の変更等

- (1) 契約者は、商号、代表者、所在地、電話番号等届出事項を変更した場合、遅滞なく当社へ書面をもって通知するものとします。
- (2) 契約者は、前項の通知を行った場合、当社からの通知又は送付書類等が滞る又は不到達となっても、当社通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第14条 契約者からの停止申し出

- (1) 契約者が、当社サービスの停止を希望する場合は、契約者は、当社に書面等をもって停止を希望する1ヶ月前に、その旨を申し出るものとします。
- (2) 当社が、前項の停止申し出を確認できた時点から起算して1ヶ月後から当社サービスの停止をするものとし、それまでは月額使用料金を支払うものとします。尚、この場合月額使用料金は日割り計算しないものとします。

第15条 禁止事項

- (1) 契約者は、当社サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - 当社サービスにより利用する情報を改ざんする行為。
 - 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為。
 - 当社、又は第三者の著作権等の知的財産権を侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - 当社、又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉を傷つこうとする行為。
 - 当社、又は第三者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害する恐れのある行為。
 - 違法に、又は明らかに公序良俗に反する内容で当社サービスを利用する行為。
 - 本契約の他の規定に反する行為。
 - その他法令に違反し、又は違反する恐れのある行為。
- (2) 当社は、契約者が前項に該当する行為を行っているか、又は行う恐れがあると判断した場合、契約者に事前の通知をすることなく、当社サービスにて掲載されているウェブサイトの全部若しくは一部を削除し、又は当社サーバの全部若しくは一部の提供を停止することができるものとします。

第16条 譲渡等

契約者は、当社サービスの提供を受ける権利等利用上の権利を、第三者に譲渡、名義変更、使用、売買、転貸、質権設定その他担保に供する等の行為をする場合、書面による当社の承諾を得ることとなし、一切してはならないものとします。

第17条 バックアップ

当社は、サーバの故障、停止時の復旧の便宜を図るために備えて、契約者の登録したデータの複製を保管することがあります。

第18条 著作権・知的財産権

- (1) 当社がサーバ内で提供する健康メッセージ、健康チェッククイズ、その他コンテンツ等(以下「当社情報コンテンツ」という)の著作権、画面デザイン、ソフトウェア、その他の知的財産権は当社に帰属します。
- (2) 当社は契約者の承諾を得た上で、契約者が当社サービスで作成したオリジナルメールマガジン、携帯電話用ホームページ等の内容を利用できるものとします。

第19条 情報の編集・発送

当社は契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出、再編集して、インターネット、その他の媒体を通じて発表することがあります。

第20条 設備の修理・修復

- (1) 当社サービスの利用中に、契約者が当社設備又は当社サービスに異常を発見したときは、契約者は契約者自身の設備に故障がないことを確認し確認の上、当社に修理、復旧の旨を要求するものとします。
- (2) 当社設備若しくは当社サービスに障害が生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは、当社は速やかにその設備を修理、復旧するものとします。

第21条 当社サービスの廃止

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
 - 天災地変等不可抗力により当社サービスを提供できない場合
 - 当社が設備する電気通信設備若しくはソフトウェアの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合
- (2) 前項に基づき当社サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は既に支払われている利用料金等のうち、廃止する当社サービスについて提供しない日数に対応する額を日割り計算にて契約者に返還するものとします。
- (3) 当社は、当社設備若しくは当社サービスの提供の中止、又は停止によって生じた契約者の障害につき、損害賠償責任を負わないものとします。

第22条 契約終了後の処理

- (1) 契約者は、利用契約が終了した場合、当サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
- (2) 当社は、利用契約が終了した場合、当サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第23条 機密情報の取り扱い

- (1) 契約者及び当社は、当サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- (2) 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
- (3) 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を当サービス遂行目的の範囲内での使用し、当サービス遂行に必要な範囲内で秘密情報を七体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本条において「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- (5) 前項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第25条(事業譲渡)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前に書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は事業譲渡先に対して、本条に基づき当情報が機密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- (6) 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本項第3項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
- (7) 本条の規定は、本サービス終了後も5年間有効に存続するものとします。

第24条 個人情報の取り扱い

- (1) 契約者及び当社は、当サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするものと、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、前条「秘密情報の取り扱い」第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。
- (3) 本条の規定は、当サービス終了後も有効に存続するものとします。

第25条 損害賠償

契約者は、本契約に違反する行為をしてはならないものとします。万一、契約者の責に帰すべき事由により当社が損害を被った場合、契約者は当社に損害賠償責任を負うものとします。

第26条 保証

当社が契約者に対して提供するソフトウェアは、当社がその時点で保有している状態で提供しており、契約者が予定している利用目的の適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを、契約者は承諾するものとします。又、契約者がソフトウェアの利用結果については、当社に対して一切損害賠償を請求しないことを承諾するものとします当社は、データの破損、損失等がないことを保証するものではないことを、契約者は承諾するものとします。当社情報コンテンツは、その正確性、完全性、有用性及び当社サービスの契約者が獲得した会員の特定目的への適合性のいずれについても保証するものではないことを、契約者は承諾するものとします。

第27条 事業譲渡

当社が当社サービスの営業を他社に譲渡した場合には、当該営業譲渡にともない本契約に関する契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該営業譲渡の譲受人に譲渡することができるものと、甲は、かかる譲渡につき本項において同意したものとします。なお、本項に定める営業譲渡には、通常の営業譲渡のみならず、会社分割その他の営業が転移するあらゆる場合を含むものとする。

第28条 免責事項

- (1) 当社は、契約者に対し、ウェブサイトへのアクセス数、収益性、その他ウェブサイトに関して被った被害について、その原因の如何に係らず、損害賠償責任を負わないものとします。
- (2) 当社が契約者に対して提供するソフトウェアが本来の機能を有しているか否かは、契約者が承諾するものとします。契約者がダウンロードその他の方法で当社サーバから取得した全てのデータは契約者自身の責任において利用するものとし、当該データをダウンロードしたこと起因して発生したコンピュータシステムの損害についても、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、当社情報コンテンツが不正確、不完全若しくは最新のものではなかったこと等を理由に契約者若しくは会員に損害が生じた場合、又は当社情報コンテンツの提供が中断、停止若しくは遅滞したことを理由に契約者若しくは会員に障害が生じた場合、損害賠償責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、自身が構築したウェブサイト内での紛争、又は契約者の使用するドメイン名に関する紛争等は、契約者の責任において解決にあたるものとし、当社はこれらの紛争などについて一切責任を負わないものとします。

第29条 裁判所の所轄

本契約に関して紛争が生じた場合、訴訟の如何に係らず、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とします。